

滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例(案)

【前文】

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

しかしながら、滋賀ではかつて、ろう教育の場において読唇と発声訓練を中心とする口話法を用いた教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約されたことがあった。

本県では、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年滋賀県条例第8号)を制定し、障害を理由とする差別の解消と、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会の実現を目指すことを明らかにしたが、今日においても、障害者は、障害の特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用に関し、困難を感じている。

私たち県民は、障害者が経験してきた歴史と意思疎通等が困難な現状を認識し、今後、障害者の尊厳と権利が尊重され、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが意思疎通や情報の取得、利用を円滑に行える共生社会を実現することをここに誓い、滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通ならびに情報の取得および利用(以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。)の促進について基本理念を定め、県の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に係る施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害の特性に応じた言語等 手話、指文字、筆談、点字、拡大文字、手書き文字(手のひらに指先等で文字を書き伝える手段)、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または交換、身振りおよび手振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、失語症者向け意思疎通支援、字幕、代用音声、文字盤、重度障害者用意思伝達装置、利用しやすい情報通信機器その他の手段をいう。

(2) 障害者 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年滋賀県条例第8号)第2条第1号にいう「障害者」をいう。

(基本理念)

第3条 障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の推進は、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であることを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 全ての障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語等による発信が重要であるとの認識の下、障害の特性に応じた言語等の選択の機会の確保および利用の機会の拡大が図られること。

(2) 手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活または社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの理解が深められること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策が障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の取得および利用にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、および実施するものとする。
3 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等と連携し、および協力するものとする。
(県民等の役割)
第5条 県民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(障害者等の役割)
第6条 障害者、障害者の支援者および障害者関係団体は、県民等が基本理念に対する理解を深めることができるように、障害の特性に応じた言語等に関する啓発に努めるものとする。
2 障害者の支援者および障害者関係団体は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるように、学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた言語等を利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。
(事業者の役割)
第7条 事業者は、次の各号に掲げる場合においては、県民等が障害の特性に応じた言語等を利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。
(1) 障害者に対し商品を販売するとき。
(2) 障害者に対し医療、保健もしくは福祉等に係るサービスまたは文化芸術活動もしくはスポーツ等に参加する機会を提供するとき。
(3) 障害者を雇用するとき。
(学校等の設置者の役割)
第8条 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。)の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および園児に対し、障害の特性に応じた言語等に関する啓発および学ぶ機会の確保に努めるものとする。
2 学校等の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および園児の保護者からの学校等における障害の特性に応じた言語等の利用に関する相談に応ずるよう努めるものとする。
3 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語等に関する知識および技能の向上のための研修の実施等に努めるものとする。
(啓発および学ぶ機会の確保)
第9条 県は、県民等が基本理念に対する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語等に関する啓発を行うとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うができるよう、学ぶ機会の確保を行うものとする。
(環境の整備)
第10条 県は、県民等が障害の特性に応じた言語等を利用できるよう、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制、障害の特性に応じた言語等に関する相談に応じる拠点その他の必要な環境を整備するものとする。
(人材の確保等)
第11条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の発信等)

第12条 県は、障害者が円滑に県政等に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語等を利用して情報の発信に努めるものとする。

2 県は、障害者が災害その他非常の事態における必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語等を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

(県民等への支援)

第13条 県は、県民等が障害の特性に応じた言語等に関する啓発および学ぶ機会の確保等に自ら取り組むことができるよう、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者等が障害者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用に資する情報通信機器等の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う者の支援に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第14条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の実施に必要な情報の収集等の調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(実施状況の報告等)

第15条 県は、第4条第1項の施策を計画的に推進するため、毎年度、施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聞くものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聞くものとする。